

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年3月19日(2015.3.19)

【公開番号】特開2013-239334(P2013-239334A)

【公開日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-064

【出願番号】特願2012-111421(P2012-111421)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/10 K

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月28日(2015.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の軸方向に相互に略対向する第1及び第2の主面と、前記第1の軸方向と直交する第2の軸方向に相互に略対向する第1及び第2の端面と、前記第1及び第2の軸方向と直交する第3の軸方向に相互に略対向する第1及び第2の側面とを有し、

前記第3の軸方向に沿って前記第1の端面上に各々配列された、プラス端子を外部に露出させる第1の端子窓、マイナス端子を外部に露出させる第2の端子窓、温度検出端子を外部に露出させる第3の端子窓、及び第4の端子窓を含み、前記第2の端子窓が、前記第3の端子窓と前記第4の端子窓との間に、前記第3の端子窓側よりも前記第4の端子窓側に偏って配置された複数の端子窓

を具備するバッテリパック。

【請求項2】

請求項1に記載のバッテリパックであって、

前記第4の端子窓は、コントロール端子を外部へ露出させる
バッテリパック。

【請求項3】

請求項1又は2に記載のバッテリパックであって、

前記温度検出端子は、前記マイナス端子と前記プラス端子との間に配置される
バッテリパック。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記第1の端子窓は、前記第2の端子窓よりも大きな開口面積を有する
バッテリパック。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記第1の端子窓は、前記第3の端子窓及び前記第4の端子窓よりも大きな開口面積を有する

バッテリパック。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記第1の端面は、前記第1の側面側に設けられた第1の凹部と、前記第2の側面側に設けられた第2の凹部とを有し、

前記第1及び第2の凹部は、前記第1の端面において前記第1の正面側よりも前記第2の正面側に偏って配置される

バッテリパック。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記複数の端子窓は、前記第1の端面において、前記第2の側面側よりも前記第1の側面側に偏って配置される

バッテリパック。

【請求項8】

請求項6に記載のバッテリパックであって、

前記第1の凹部は、前記第2の凹部よりも、前記第3の軸方向に大きな幅寸法を有するバッテリパック。

【請求項9】

請求項8に記載のバッテリパックであって、

前記第1の凹部及び前記第2の凹部は、前記第2の軸方向に沿って1.8mm以上の深さ寸法をそれぞれ有する

バッテリパック。

【請求項10】

請求項1～9のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記複数の端子窓は、前記第2の正面側よりも前記第1の正面側に偏って配置されるバッテリパック。

【請求項11】

請求項1～10のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記第2の端面は、係止部を有し、

前記係止部は、前記第2の端面において前記第1の正面側よりも前記第2の正面側に偏って配置される

バッテリパック。

【請求項12】

請求項11に記載のバッテリパックであって、

前記係止部は、前記第2の端面において、前記第2の側面よりも前記第1の側面側に偏って配置される

バッテリパック。

【請求項13】

請求項1～12のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記第1の側面及び前記第2の側面は、曲面を有する

バッテリパック。

【請求項14】

請求項13に記載のバッテリパックであって、

前記第1の側面及び前記第2の側面は、断面円弧状である

バッテリパック。

【請求項15】

請求項1～14のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記第1の側面及び前記第2の側面は、互いに略対称形である

バッテリパック。

【請求項16】

請求項1～15のいずれか1つに記載のバッテリパックであって、

前記第1の正面及び前記第2の正面の間の寸法は、9mmプラスマイナス2mmである

バッテリパック。

【請求項 17】

請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 つに記載のバッテリパックであって、

前記第 1 の端面及び前記第 2 の端面の間の寸法は、43mm プラスマイナス 2mm である

バッテリパック。